

図 面
(建築機械)

仕様書番号 上第 8 改-4 号

工 事 名 美佐野加圧ポンプ場更新工事

工事設計図
 令和 年 月（金 曜）

仕 様 書
1. 工 事 概 要
 1. 工事場所 岐阜県御嵩町美佐野地内

2. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	建築基準法による 延べ面積（㎡）	消防法施行令 別表第一	備 考
美佐野加圧ポンプ場	RC造	地上1階	15,91	15項	新築

（備考中の特定の施設、一般の施設とは耐震安全性の分類を示す。）

3. 工事項目（※印を付けたものを適用する）

建物物及び屋外	工事種別	
工 事 種 目	美佐野加圧ポンプ場	屋 外
○ 空気調和設備		
● 換気設備	一式	
○ 排煙設備		
○ 自然排煙設備		
○ 衛生器具設備		
○ 給水設備		
○ 排水設備		
○ 給湯設備		
○ 消火設備		
○ 厨房設備		
○ ガス設備		
○ ごみ処理設備		
○		
○		
○		

4. 指定部分 ○無 ○有（ 工 期：令和 年 月 日）

5. 設備概要（※印のついたものを適用する）

方式及び種別	設備概要
空 調 方 式 主 要 機 界 機 器 自 動 制 御 方 式 給 水 方 式 排 水 方 式 消 火 設 備 の 選 択 ガ ス の 種 類	○ 空気調和 ○単一ダクト方式 ○空気気流式 ○ファンコイルユニット・ダクト併用方式 ○パッケージ型空調機 ○ 除湿乾燥機 ○ 電気式 ○電子式 ○デジタル式 ○ 高圧タンク方式 ○水道直結方式 建物内の汚水と雑排水（○ 合流式 ○分流式） ポンプ排水 ○あり（○汚物 ○雑排水 ○湧水） ○なし 建物外放流先 （1）汚 水 ○直放流下水管 ○管内施設 （2）雑排水 ○直放流下水管 ○管内施設 ○ 屋内消火栓設備 ○スプリンクラー設備 ○ 泡消火設備 ○雑排水方式 ○雑排水管 ○フード等用簡易自動消火装置 ○ 不活性ガス消火設備 （○ ） ○炭化石油ガス ○都市ガス（ガス供給者： ）

（6. 改修内容（改修工事のみ））

2. 工 事 仕 様
1. 共通仕様
 （1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官署建築部の「公共建築工事標準仕様書（建築設備工事編）（最新版）」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（建築設備工事編）（最新版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（建築設備工事編）（最新版）」（以下、「標準図」という。）による。
 （2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用する。
 なお、電気設備工事の工事仕様は、（ / ）図、建築工事の工事仕様は（ / ）図による。

2. 特記仕様
 案、項目、特記事項共に※印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

案	項 目	特 記 事 項																														
○ 特定建設資材の 再資源化等について	○ 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。ただし、工事現況にやむを得ない事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議する。分別解体・再資源化等の完了時に、以下の事項を書面にて監督職員に報告する。 ① 再資源化等が完了した年月日 ② 再資源化等をした施設の名称及び住所 ③ 再資源化等に要した費用 1）分別解体の方法 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工 程</th> <th style="width: 35%;">作業内容</th> <th style="width: 50%;">分別解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 新築</td> <td>建築設備工事</td> <td>○手作業</td> </tr> <tr> <td>○ 増築</td> <td>○ あり</td> <td>○手作業・機械作業併用</td> </tr> <tr> <td>○ 修繕</td> <td>○ なし</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>○ 模様替</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> 2）特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">特定建設資材廃棄物の種類</th> <th style="width: 30%;">再資源化等をする施設の名称</th> <th style="width: 30%;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ コンクリート</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>○ コンクリート及び鉄から 成る建設資材</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>○ 木 材</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>○ アスファルト・コンクリート</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別解体の方法	○ 新築	建築設備工事	○手作業	○ 増築	○ あり	○手作業・機械作業併用	○ 修繕	○ なし		○ 模様替			特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設の名称	所 在 地	○ コンクリート			○ コンクリート及び鉄から 成る建設資材			○ 木 材			○ アスファルト・コンクリート			○ 本工事は「建設副産物物循環交換システム」を活用する。 総合設計計画作成時、工事完了時及び登録報告に実況が生じた場合、直やかに当該システムにデータ入力を行う。また、両システムにより工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。 （1）本工事に対する設計等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける。 （2）別表－1に図材等名が記載された製造業者等は次の1）から6）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関（（一社）公共建築協会 他）が発行する品質及び性能等が評価されることを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3）安定的な供給が可能であること。 4）法令等である場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
工 程	作業内容	分別解体の方法																														
○ 新築	建築設備工事	○手作業																														
○ 増築	○ あり	○手作業・機械作業併用																														
○ 修繕	○ なし																															
○ 模様替																																
特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設の名称	所 在 地																														
○ コンクリート																																
○ コンクリート及び鉄から 成る建設資材																																
○ 木 材																																
○ アスファルト・コンクリート																																
● 鋼材等																																

● 一般共通事項

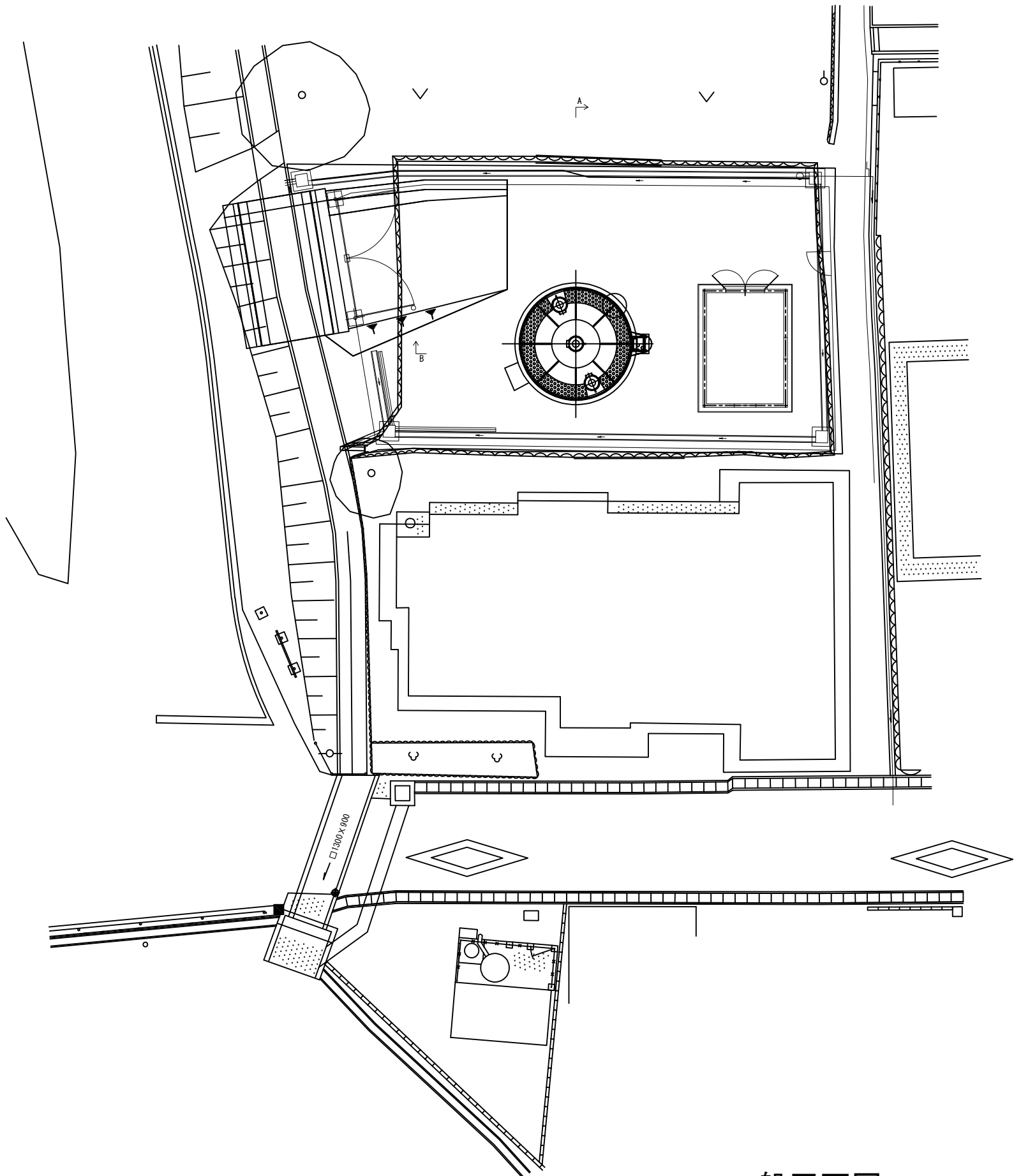
	⑧ 販売、保守等の管理体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあつては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。 (1) 箇等による環境物品等の製造の推進等に関する法律に基づく特定製造物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の製造の推進に関する基本方針（平成25年2月閣議決定）」による。 (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次のものから選定するものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板複層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しないもの又は含有する量が少ない材料とす。設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可燃性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含む）しない難燃性を有する材料を除く。）が添加されていない材料を使用する。 ④ の材料を使用し作らぬ家具、衣類、寝具、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しないもの、含有量が極めて少ない材料を使用しないものとする。 (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「増対対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、両区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定はパッシブ型採集器により行う。 測定時間 ○工事着手前 ○施工終了時 測定対象箇所 ○表示 ○ 測定回数 ○表示 ○ 下記資料を提出する資料を監督職員に提出する。 ○資料の区分(1) (イ) 建築法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定科目に合格した者 (ロ) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二試験のうち、技術部門を機械部門（電気科目を「電気機械」と又は「電気設備及び流体制御」とするものとする。）水道部門又は衛生工部門に合格した者 ○資料の区分(2) (イ) 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定科目に合格した者 (ロ) 資料の区分(1)の資格を有する者 工事現場において電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工場の保安業務を行うものとする。 ・要 ○不要 ○監督施工（配管工事） ○建築級監工（ダクト製作および取付け） ○絶縁保護工（配管工事） ○冷凍空調機器設置工（冷凍空調機器の据付け） ○設けない ○設ける この工事に必要な工事用電力、水及び警手線などの費用は、すべて請負者の負担とする。 納期につくことが ○できる ○できない ○別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。 ○本工事を設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別添1「手すり先行工法による足場の建ててに関する基準」における(2)「手すり設置方式」又は(3)「手すり先行専用足場方式」により行う。 ○改修標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。 ○内部仮設足場等（○ 縦 ○ 横） ○外部仮設足場等（○ 縦 ○ 横） ○建築養生土の処理 ○建築養生土は、監督職員が指示する納期の場所に敷きならしとする。 ○養生土の処理 ○養生土の処理は、原則としてA1サイズとする。 ○養生土の処理 ○養生土の処理は、原則としてA1サイズとする。 ○CADデータの提出 ○要 ○不要 ○既存完成面（CADデータ）の修正を行う。 ○安全に関する資料の提出部数は 2部とする。 系統図、機器等の取扱い及び重要な定期点検項目を書いたアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明図の取扱い等は、約 1/2とする。 機械設備工事機械付蓄電池式（令和元年版）によるほか、監督職員の指示による。 ○本工事（新設項目は下記のものとする。） ○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気の温度差の測定 ○室内気流及びじんあいの測定 ○騒音の測定 ○飲料水の品質の測定 ○B50Hz ○50Hz (1) 機器等の使用、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電機出力、電圧消費電流、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。 計量器具の計測及び施工方法は次のとおりとする。ただし、地味設備計量設計・施工指針2005年版（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。 (1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地面力は、機器の質量（自由重量を有する水盤その他の貯蔵にあっては有効重量）に、地味係数1.0及び次に示す設計用標準水平地面度を乗じたものとする。
○環境への配慮	
○室内空気中の化学物質の濃度測定	
○主任技術者等	
○電気保安技術者	
○技能士の活用	
○監督員事務所	
○工事用電力・水・その他	
○工事用仮設物	
○足場その他	
○建築養生土の処理	
○養生土の処理・養生土	
○工事完了・完成図等	
○運転操作説明書	
○機材の承認書	
○総合監理	
○電源周波数	
○容量等の表示	
○耐震措置	

○ 保温	○ 屋外露出部 (○給水管 ○ 排水管 ○ 配管管 ○ フレン管 ○ ○ 弁類を含む) は断熱保護を行う。仕組は標準仕様書第2編3.1.4及び3.1.5とする。厚さは配管の呼び径25以下のもは50mm、呼び径32以上のものは40mmとする。 ○ 天井間の保温は (標準仕様書第2編の施工箇所) を適用する。 ○ 多層建物は下記の場合とする。(天井内多層建所とする。) (○浴室 (ユニットを除く) ○ 脱衣室 ○ ○ ○) ○ 室内露出 (○ 電気配線 ○) の保温外装は (●アルミガラスクロス ○) とする。																																			
○ 塗装	○ 塗装要 () 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターを用いる。外装タイルはアスベスト含有のための飛散防止措置を施す事とする。 電線及びケーブルの端結は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.1による。 () 書きの書きは壁天井を指示し、その他は二重天井を指示する。 図面に特記なき場合は、別表-2「施工等と工事区分表」による。 (○ 給水口 ○) の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製 (SUS 304) とする。 ○ 下記に示すほか、改修標準仕様書第1編1.5.1及び1.5.2による。																																			
○ 施工調査	事前調査 調査項目 ○ 調査結果 ○ 指示 ○ 調査方法 ○ 指示 ○																																			
○ 設計・通風	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">外 気</th><th colspan="6">屋 内 (調 査 目 的)</th></tr> <tr> <th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏期</td><td>33.0</td><td>64.4%</td><td>40.0</td><td>50%</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>冬期</td><td>-2.0</td><td>68.8%</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>		外 気		屋 内 (調 査 目 的)						温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏期	33.0	64.4%	40.0	50%	○	○	○	○	冬期	-2.0	68.8%	○	○	○	○	○	○
	外 気		屋 内 (調 査 目 的)																																	
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																												
夏期	33.0	64.4%	40.0	50%	○	○	○	○																												
冬期	-2.0	68.8%	○	○	○	○	○	○																												
○ 鋼板設置	伸縮継手、挿入口及びヒンジ量測定口の位置は指示による。 鋼板厚 (○3.2mm ○4.5mm)																																			
○ ダクト	○ 低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) とする。 ○ 高圧1ダクト (適用範囲は指示による。) とする。 ○ ステンレスダクト及び電化ビニルダクトの仕組は別図による。																																			
○ 風量測定口	取付箇所は指示による。																																			
○ チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外装を示す。 (2) 空気調和機に取付けるサブライチャンバー、レタナチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、大きさは指示による。 (3) ガラリに設置取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の浸入のないように施工する。																																			
○ ダンパー	(1) 防塵ダンパー 取付方式 (○ 遮断 ○) 定格入力はD0.24V、0.7A以下とする。																																			
○ 配管材料	(2) ヒストンダンパー 取付方式 (○ 遮断 ○) (1) 高気管 給気管 ○ 配管用炭素鋼管 (黒) ○ 圧力配管用炭素鋼管 (黒) (OSch 40) ○ 圧力配管用炭素鋼管 (黒) (OSch 80) (2) 油管 ○ 配管用炭素鋼管 (黒) (3) 冷凍水管 ○ 配管用炭素鋼管 (白) (4) 冷風管 ○ 断熱付炭素鋼管 (5) 空調用排水管 ○ 配管用炭素鋼管 (白) (6) 排気管、空気配管等及び排気タンクよりボイラー等への給排水管は、配管用炭素鋼管 (白) とする。																																			
○ 弁類	JIS又はJVV (○ 5K ○ 10K (指示部分)) ○ 鋼管用伸縮継手等の種類は指示による。 ○ ステンレス鋼等に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ ファンコイルユニットと冷水管の接続部 (仕組) には、ボール弁を取付ける。 ○ ファンコイルユニットには、○ 流量監視装置 を設置する。																																			
○ 温度計	取付箇所は指示による。																																			
○ 圧力計	取付箇所は指示による。																																			
○ 調整装置	調整部には (○ 給水ポンプ制御 ○ 給気管 ○ 遮断管 ○ 漏れ検知管 ○ 配水ポンプ制御 ○ 給気管 ○) の端子を設ける。なおフロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。																																			
○ 絶縁継手	指示の位置に取付ける。																																			
○ 保温及び消音内貼り	○ 重りダクトの保温 範囲は (○ ○) ○ 外気ダクトの保温 範囲は (○ ○) ○ 排気タンクよりボイラー等への給排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の排気管の項による。 ○ 全気配管ユニット用の外気ダクト (保温の厚さ25mm) ○ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ○ 冷排管の外装の種類は (○ 指示による ○)																																			
○ ダクト	○ 低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) とする。 ○ 高圧1ダクト (適用範囲は指示による。) とする。 ○ 鋼管系統の長方形排気ダクトの厚さは、標準仕様書第3編2.2.2のダクトの取付の項より1番手厚いものを使用する。 取付箇所は指示による。 空気調和設備の取付項目による。 ○ 浴室 (シャワー室、脱衣室を含む) 系統 ○ 厨房系統 ○ 空気調和設備の取付項目による。 ○ 電気配管内の外気ダクト (保温の厚さ25mm) ○ 多層建物のダクトの取付要 (保温の厚さ50mm) (○ 厨房 ○ 浴室) 用の配管部ダクト (保温の厚さ50mm (RW))																																			
○ 風量測定口	取付箇所は指示による。																																			
○ ダンパー	取付箇所は指示による。																																			
○ 排気ダクトのシール	取付箇所は指示による。																																			
○ チャンバー	取付箇所は指示による。																																			
○ 保温	取付箇所は指示による。																																			
○ 給気ダクトの形式	○ 給気ダクトの形式 ○ ○ 指示による																																			
○ 排気口手動開放装置 (開放及び復元方式)	○ 手動開放装置 ○ ○ 指示による																																			
○ 排気風量測定	建築設備定期検査実施基準 平成20年版 (一財) 日本建築設備・昇降機センターの排気風量の検査方法に準ずる。																																			
○ 中央監視制御装置	○ 有り (○ 新設 ○ 既設) ○ 無し 指示による。																																			
○ システム構成その他	使用する電線類はEM電線とし、端結は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.1の使用する電線類の表による。(○ 端結 - 個別型) とする。 屋外・室内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内埋入の配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。																																			
○ 自動給水装置及びその組み込み小使便	給水水量は4L/回以下とし、使用状況により給水水量が制御できるものとする。																																			
○ 自動水栓の電算給水方式	○ 個別通知フラッシュ方式 (○ 露出型) 制御種別 (○ 要 ○ 不要) ○ 要 (材質:) (○ 大使用 ○ 小使用 ○) ○ 不要 ○ A/C電算 ○ 自己給電																																			
○ 初風大使等の防火区画有連地境	○ 標準型 (耐火性能が必要となる風大使・初風大使等の防火区画有連地境) による。																																			
○ 衛生器具ユニット	○ ユニットの配管材料は、指示による。																																			
○ 汚水便器	○ 汚水便器の給水水量は8.5L/回以下とする。ただし、タンク式は6.5L/回以下とする。																																			

○ 排水管材料 ○ 水栓 ○ 排水器 ○ 排水器弁 ○ 弁類 ○ 管の地中埋設長さ ○ 水栓柱 ○ 建築物等内部配管 ○ 引込納付金等	(1) 一般配管 ○ 塩化ビラニング鋼管 (VB) ○ ステンレス鋼管 (SUS 304) (2) 地中埋設配管 ○ 耐腐蝕性塩化ビニル管 (H1VP) ○ 塩化ビラニング鋼管 (VD) (3) 水道直結配管 ○ 引き込みは水道事業者の指定により、流量低下時の地中埋設配管は () とし、他の部分は (1) による。 ○ 台所流し用の水栓は泡流式とする。 ○ 水栓柱を使用する場合、水栓は固定式とする。 (ただし、屋外に設ける水栓は別項水栓とする。) ○ 継ぎ目 (バルブ式) ○ 継ぎ目 () ○ 継ぎ目 (バルブ式) ○ 継ぎ目 () ○ 水道事業者指定品 (○ 継ぎ目 ○ 継ぎ目) ○ 継ぎ目 M10 形 JIS 又は JV ○ 水道直結部分 (○ 10K ○) ○ その他の部分 (○ 5K ○) ○ ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 管の上端より原則として、一般敷地は (30cm) 管内埋設は (cm) 以上とする。 ○ 合成樹脂製 ○ アルミニウム合金製 ○ 人造石とぎ出し製 ○ ステンレス鋼製 標準図 (建築物等内部の配管取付配管等) の (a) (b) (c) による。 ○ 要 (○ 別項工事 ○ 本工事) ○ 不要
○ 排水管材料 ○ 洗面器等の排水管 ○ 排水試験器具 ○ 排水納付金等	(1) 屋 内 汚水管 ○ 排水用硬質塩化ビラニング鋼管 ○ 給管 給排水管 ○ 配管用炭素鋼管 (白) 通気管 ○ 配管用炭素鋼管 (白) ポンプアップ管 ○ 排水用ノントールエポキシ樹脂鋼管 (2) 屋 外 第一排水管 ○ 排水用塩化ビラニング鋼管 ○ 塩化ビニル管 (VU) ○ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) ○ 塩化ビニル管 (VU) 洗面管に直結する排水管は、器具トラップより 1 サイズアップとする。 台所流し等の床下部分の配管は、ビニル管 (RF-VP) でもよい。 ○ 標準仕様書第 2 編 2.4.8 (イ) による ○ 指示の箇所に取付ける。 ○ 要 (○ 別項工事 ○ 本工事) ○ 不要
○ 配管材料 ○ 弁類 ○ 保溫	○ ステンレス鋼管 JIS 又は JV (○ 5K ○ 10K (図示部分)) ○ ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 建築物の給排水管 (二重管) の間隙は、保溫を行う。なお、保溫の種別は標準仕様書第 2 編 3.1.5 表 2.3.5 の (イ)・Ⅱ とする。
○ 配管材料 ○ 保溫 ○ 建築物等内部配管	(1) 屋内消火栓 一般 ○ ステンレス鋼管 (SUS 304) 地中 ○ ステンレス鋼管 (SUS 316) (2) 連絡給水管 一般 ○ 圧力配管用炭素鋼管 (白) (○ S c h 40) 地中 ○ 圧力配管用炭素鋼管 (白) (○ S c h 40) (3) ○ 屋外露出配管は標準仕様書第 2 編 3.1.5 e 2・(ハ)・Ⅱ による保溫を行う。 ただし、消防保溫は火災事項による。 標準図 (建築物等内部の配管取付配管等) の (a) (b) (c) による。
○ システム ○ 厨房用機器 ○ 機器の機能等 ○ 機器の寸法	○ ドライシステム ○ 指示による。 指示による。 取付寸法とする。
○ ガス種別 ○ 配管材料 ○ 充てん容器 ○ 集合装置 ○ 逆流防止等 ○ メーター ○ ガス漏れ警報器 ○ 漏洩検知装置 ○ 電気防食 ○ 引込負担金等	○ 都市ガス (供給者名: 幾幾幾 MJ/ m³ (N)) ○ 液化石油ガス ○ 都市ガス ガス事業者の供給規定による。 ○ 液化石油ガス (1) 一般 (2) 地中 別注 (○ 50kg ○) × 本 標準図 (液化石油ガス管等配管配管等) による 本項。 標準図 (液化石油ガス管等配管配管等) の (a) (b) による。 ○ 継ぎ目 (○ 継ぎ目 ○) ○ 継ぎ目 (○ 継ぎ目 ○) ○ 本工事 (指示による) ○ 別項工事 ○ 要 ○ 不要 ○ 要 ○ 不要 ○ 要 (○ 別項工事 ○ 本工事) ○ 不要

工 事 名	美佐野加圧ポンプ場
	更新工事
施工箇所名	御嵩町 美佐野 地内
図面の種類	建築機械設備工事特記仕様書
縮 尺	No scale 図面番号 AM-1
事務所名	岐阜県御嵩町

工 事 名	美佐野加圧ポンプ場		
	更新工事		
施工箇所名	御嵩町 美佐野 地内		
図面の種類	建築機械設備工事特記仕様書		
縮 尺	No scale	図面番号	AM-1
事務所名	岐阜県御嵩町		



一般平面図 S=1:200 (A3)

工 事 名	美佐野加圧ポンプ場		
	更新工事		
施工箇所名	御嵩町 美佐野 地内		
図面の種類	建築機械設備工事特記仕様書		
縮 尺	1:200	図面番号	AM-2
事務所名	岐阜県御嵩町		

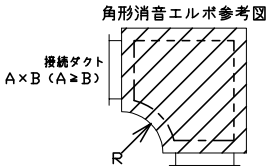
機 器 表

記号	機器名称	系統名	形式	仕 様	電源（60Hz）			台数	設置場所	運転・制御				備 考
					φ	V	kW （W）			関連記号	電動 シヤター	手元	サーモ スタット	
FS-1	有圧換気扇	ポンプ室系統	壁付形	給気用 銅板製 φ450 × 4500 m ³ /h × 100 Pa 付属品：保護カバー 防虫網	1	100	0.4	1	ポンプ室				Ⓣ Ⓣ	
FE-1	有圧換気扇	ポンプ室系統	壁付形	銅板製 φ450 × 4500 m ³ /h × 100 Pa 付属品：保護カバー 防虫網	1	100	0.4	1	ポンプ室	FS-1 連動				

※注記
1)図示 Ⓣはタイマーを、Ⓣはサーモスタットを示す。
2)電流値は参考とする。

消音エルボリスト

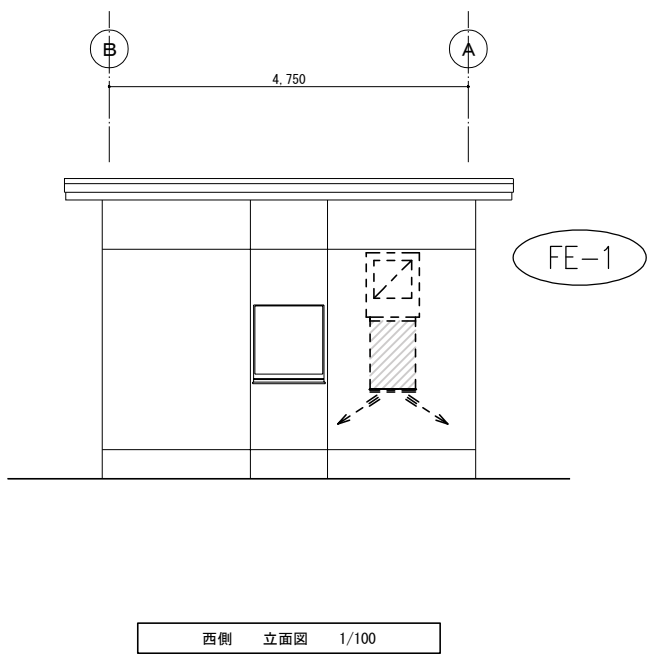
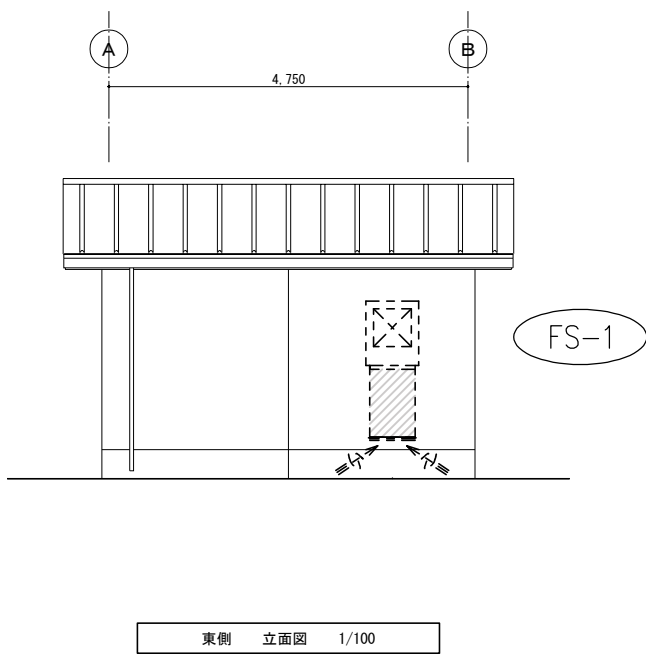
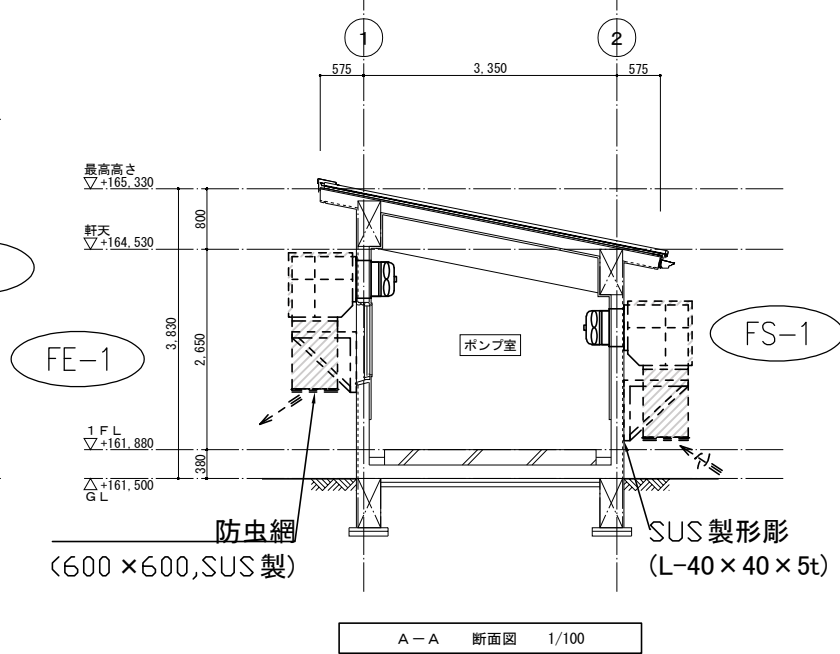
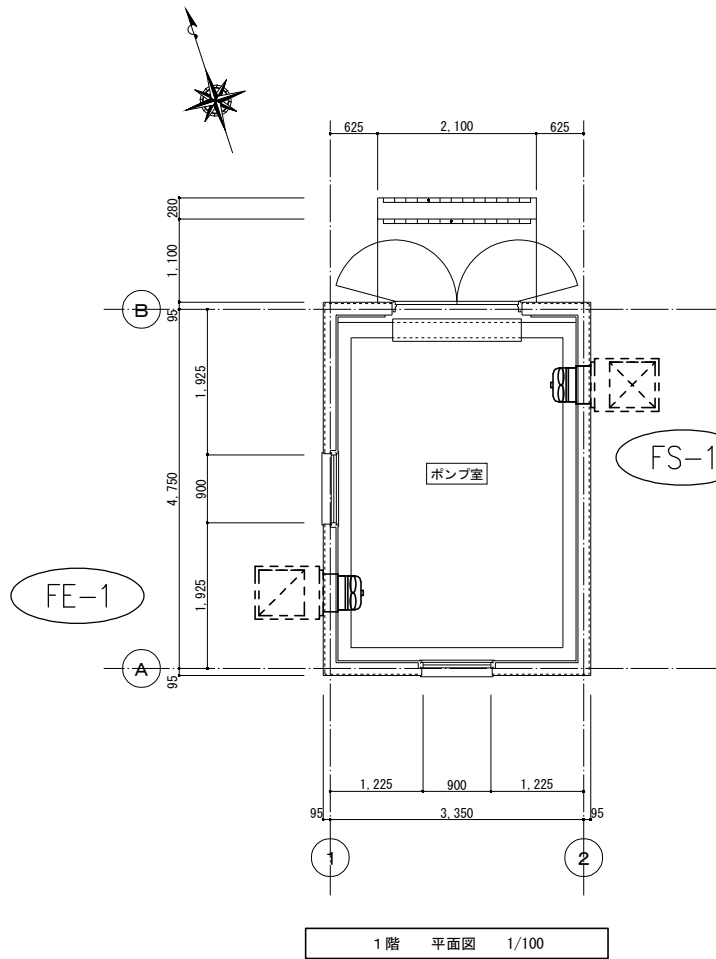
番号	寸法（mm）			材質	板厚 （mm）	点検口 （600×400）	内貼り GW50t	個数
	A	B	L（mm）					
①	600	600	－	ステンレス製	0.8	－	○	1
②	600	600	－	ステンレス製	0.8	－	○	1



ダクトサイレンサーリスト

記号<系統>	消音性能	オクターブバンド中心周波数(Hz)								寸法<mm>			処理風量 （m ³ /h）	圧力損失 （Pa）	個数	材質
		63Hz	125Hz	250Hz	500Hz	1kHz	2kHz	4kHz	8kHz	W	H	L				
DS-1<FS-1>		-7	-12	-16	-29	-35	-33	-26	-13	600	600	900	4500	43	1	ステンレス製
DS-2<FE-1>		-7	-12	-16	-28	-35	-34	-27	-16	600	600	900	4500	43	1	ステンレス製

※注記
1)オクターブバンド中心周波数（Hz）は参考値とする。



<特記事項>
---: 将来予定工事を示す。
<凡例>
[斜線]: 消音内張りロックウール50tを示す。

平面図・立面図・断面図
A3 S=1:100

工 事 名	美佐野加圧ポンプ場		
	更新工事		
施工箇所名	御嵩町 美佐野 地内		
図面の種類	換気設備 平面図・立面図・断面図		
縮 尺	1:100	図面番号	AM-3
事務所名	岐阜県御嵩町		